

四日市市告示第 345 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和7年 5月 7日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整 理 番 号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	西12号線	楠町北五味塚字乾1984-5 楠町北五味塚字乾1983-1	18.9 1.9～6.7	18.0 108.1	区域を変更する 幅員を変更する
		楠町北五味塚字乾1984-5 楠町北五味塚字乾1983-1	1.9～18.9	108.1	